

# 危機管理対策特別委員会

## 庶務報告

### 地域振興部・福祉部共通

- |     |                              |                |
|-----|------------------------------|----------------|
| (1) | 令和 6 年度個別避難計画作成支援モデル実施結果について | (災害要配慮者支援担当課長) |
|-----|------------------------------|----------------|

### 地域振興部

- |     |                             |            |
|-----|-----------------------------|------------|
| (1) | (仮称)被災者生活支援ガイドブック(案)の作成について | (危機管理課長)   |
| (2) | 令和 6 年度葛飾区応急対策図上訓練の実施結果について | (運用訓練担当課長) |
| (3) | (仮称)支援物資輸送に関する応急対策連絡会について   | (運用訓練担当課長) |
| (4) | 新たに締結した災害時における協定等について       | (運用訓練担当課長) |
| (5) | 感震ブレーカー設置支援事業の拡充について        | (地域防災担当課長) |
| (6) | 防犯対策の強化について                 | (生活安全担当課長) |

### 福祉部

- |     |                              |                |
|-----|------------------------------|----------------|
| (1) | 令和 7 年度避難行動要支援者の避難支援体制強化について | (災害要配慮者支援担当課長) |
|-----|------------------------------|----------------|

## 令和 6 年度個別避難計画作成支援モデル実施結果について

災害要配慮者支援担当課  
危機管理課

### 1 報告概要

個別避難計画の実効性向上を目指し、地域の実情を踏まえた実施可能な避難支援方法を検討するモデル実施を行った。その結果について、報告するとともに、モデル実施を踏まえた今後の取組の方向性を示すもの

### 2 実施の目的

- (1) 個別避難計画の実効性を高めるために、避難行動要支援者の現状や必要と思われる支援について、区と地域で共有する。
- (2) 地域の実情を踏まえた実施可能な避難支援方法を考える。

### 3 実施状況

- (1) 個別避難計画作成支援（令和 6 年 9 月）

ア 作成支援対象者

モデル実施地区（堀切地区、青戸地区）に在住の水害高リスク者（1 階居住・家族等同居者協力なし）【類型 A・B】

イ 作成支援実施方法

担当ケアマネジャー及び区職員が対象者宅に訪問し作成支援を実施

- (2) 地域調整会議開催（令和 6 年 10 月から 12 月、1 地区 3 回ずつ開催）

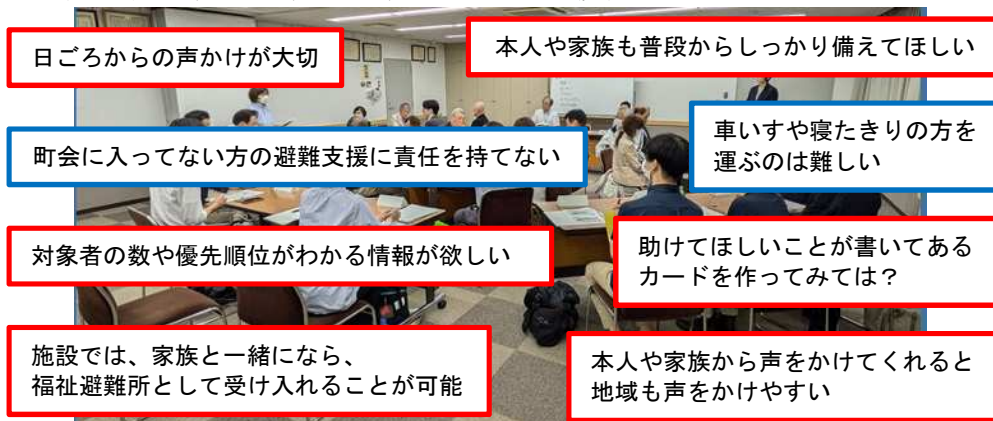
ア 実施地区 { ・堀切地区（堀切西町会、堀切東町会、堀切中央町会）  
・青戸地区（青戸共和会）

イ 参加者及び参加関係機関

自治町会、民生委員児童委員、居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）  
地域の民間福祉施設、社会福祉協議会、高齢者総合相談センター

ウ 実施内容

個別避難計画の事例共有、タイムライン作成による意見交換・課題抽出を経て、自助・共助・公助の在り方を検討



#### 4 地域調整会議の成果など

##### 【現 状】



どこに避難すればいいの？  
手伝ってくれる人がいない



避難を手伝うのは難しい  
助けたい気持ちはあるが、  
どうしたらいいのか？



自助・共助の力を  
なんとか引き出したい  
公助で支援すべきところは？

##### 【会議後】



- ・ 個別避難計画の作成
- ・ 避難支援者の確保
- ・ 備蓄の用意



- ・ 災害リスクを意識した  
見守り・声かけ
- ・ 可能な範囲での支援



- ・ 災害情報の確実な伝達
- ・ 特にリスクの高い方の移送支援
- ・ 介護保険等既存制度の災害時活用検討
- ・ 見守りや声かけに必要な情報の精査・提供
- ・ より実効性のある個別避難計画の作成を支援

##### 【今後の課題】

- 要介護４・５の避難行動要支援者の約６割が１年間で入れ替わる
- <避難行動要支援者名簿>情報のタイムリーな更新が必要
  - <個別避難計画>丁寧な作成支援が求められる一方、迅速な更新も必要

#### 5 令和７年度重点的に実施する取組

- (１) 個別避難計画の作成強化
  - ア 縁故避難先・避難支援者の確保
  - イ 名簿管理システム及び災害情報伝達ツールの導入検討
- (２) 地域調整会議の拡大実施
  - ア 避難行動要支援者の現状・課題共有
  - イ 地域や支援関係者それぞれの立場で実施可能なことの検討
- (３) 福祉避難所の整備方針の検討
  - ア 医師会や福祉施設を含めた会議体の設置
  - イ 移送方法の検討及び福祉避難所協力スタッフの確保
- (４) 避難支援体制の強化
  - ア 介護保険制度等既存の制度やサービスの活用検討
  - イ 避難行動要支援者の調査・分析による名簿記載事項の精査

|                   |
|-------------------|
| 庶務報告N o . 1       |
| 地 域 振 興 部         |
| 令 和 7 年 3 月 2 1 日 |

## (仮称)被災者生活支援ガイドブック(案)の作成について

危機管理課

令和6年第3回定例会の所管委員会で報告した被災者生活支援に関する取組について、区民の更なる制度の理解や周知を行い、災害発生時の迅速な支援につなげることを目的とした「(仮称)被災者生活支援ガイドブック」の案を作成したので報告するもの

### 1 (仮称)被災者生活支援ガイドブックの概要について

令和6年1月に発生した能登半島地震では、罹災証明書の発行が遅れ、各種被災者支援に影響したことが課題として指摘され、その対策が急務となっている。区では、東日本大震災での同様の教訓を受け、被災者生活再建システムの導入や他自治体からの人的・物的支援を受け入れる受援計画の作成など、罹災証明の発行の迅速化に取り組んでいるところである。

この度、災害による住家被害が軽微な場合に、現地調査を省略し、被災された方が撮影した写真から被害の程度を判定し、罹災証明書を交付する自己判定方式を導入するなど、更なる発行業務の迅速化に向け、庁内関係部署と調整を進めるとともに、対応できる人材を育成するため職員研修も実施してきた。今回、これらの導入と併せて、「申請主義」である各種被災者支援制度の更なる周知に向け、申請に係るフローや受けられる支援を整理した案を作成した。

### 2 (仮称)被災者生活支援ガイドブック案について

別紙のとおり

### 3 (仮称)被災者生活支援ガイドブック作成のポイント

- (1) P 5～9「罹災証明と自己判定方式について」：罹災証明が各種被災者支援制度申請の入口であること、被災後に必要となる写真撮影時のポイント、自己判定方式の申請方法（電子申請含む）や対象となる一部損壊の目安について記載
- (2) P 11～22「各種支援制度の概要」：経済・生活面の支援や住まいの確保・再建のための支援など、事前に知っておいていただきたい制度を精査して記載
- (3) P 23～28「困りごとQ & A」：余震により被害が拡大した場合の再申請の可否、災害関連死が疑われる場合の遺族の対処、通帳や家の権利書などの申請時に必要な書類がない場合の対応など、過去の事例や所管委員会での質問を参考に、個別具体的な内容についても記載

#### 4 今後のスケジュール（予定）

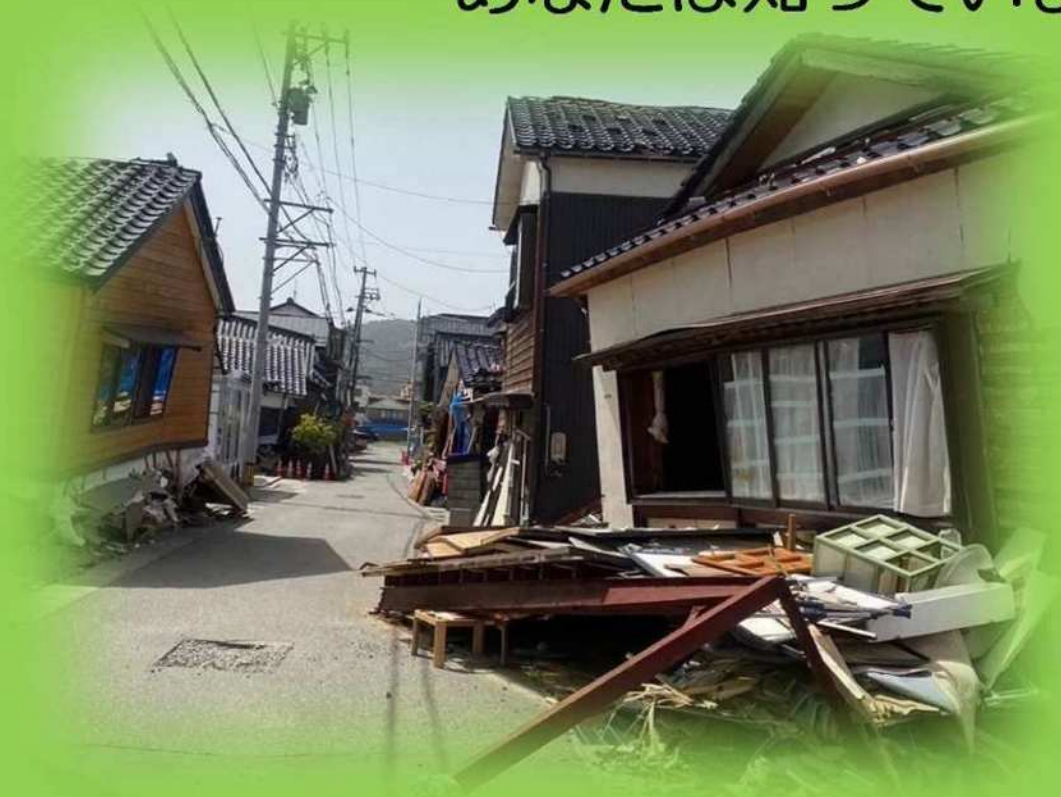
令和7年4月 公表

※ 区ホームページでの公表を基本とするが、印刷物が必要な方に対してや各種説明会及び出前講座等においては、印刷物を配布するなど、あらゆる機会を捉えて、被災者生活支援に関する取組を推進する。

また、庁内関係課窓口（危機管理課、福祉管理課）、各地区センター及び各区民事務所への印刷物の設置を予定している。

# 被災者生活支援ガイドブック（事前周知版）

～被災した時、あなたを助ける各種支援  
あなたは知っていますか？～



令和7年4月

# 目次 まえがき 本ガイドブックの目的及び被災者生活支援までの全体フロー

## 第1章 罹災証明

- |                          |       |
|--------------------------|-------|
| 1. 罹災証明とは・・・？            | P.5   |
| 2. 申請窓口                  | P.6   |
| 3. 写真の撮り方                | P.7   |
| 4. 自己判定方式について（参考）一部損壊の目安 | P.8.9 |

## 第2章 被災者支援制度

- |                            |         |
|----------------------------|---------|
| 1. 災害による死亡・けが              | P.11    |
| 2. 家・家財が被害を受けた             | P.12-14 |
| 3. 教育・子育て支援に関すること          | P.15    |
| 4. 生活困窮に関すること              | P.16    |
| 5. 医療・年金・介護の利用料金の支払いに関すること | P.17    |
| 6. 税の支払いに関すること             | P.18    |
| 7. 地震保険に関すること              | P.19-21 |
| 8. 被災者支援に関する各種制度の概要        | P.22    |

## 第3章 困りごととQ&A

- |            |         |
|------------|---------|
| 1. 困りごとQ&A | P.23-28 |
|------------|---------|

## まえがき 本ガイドブックの目的

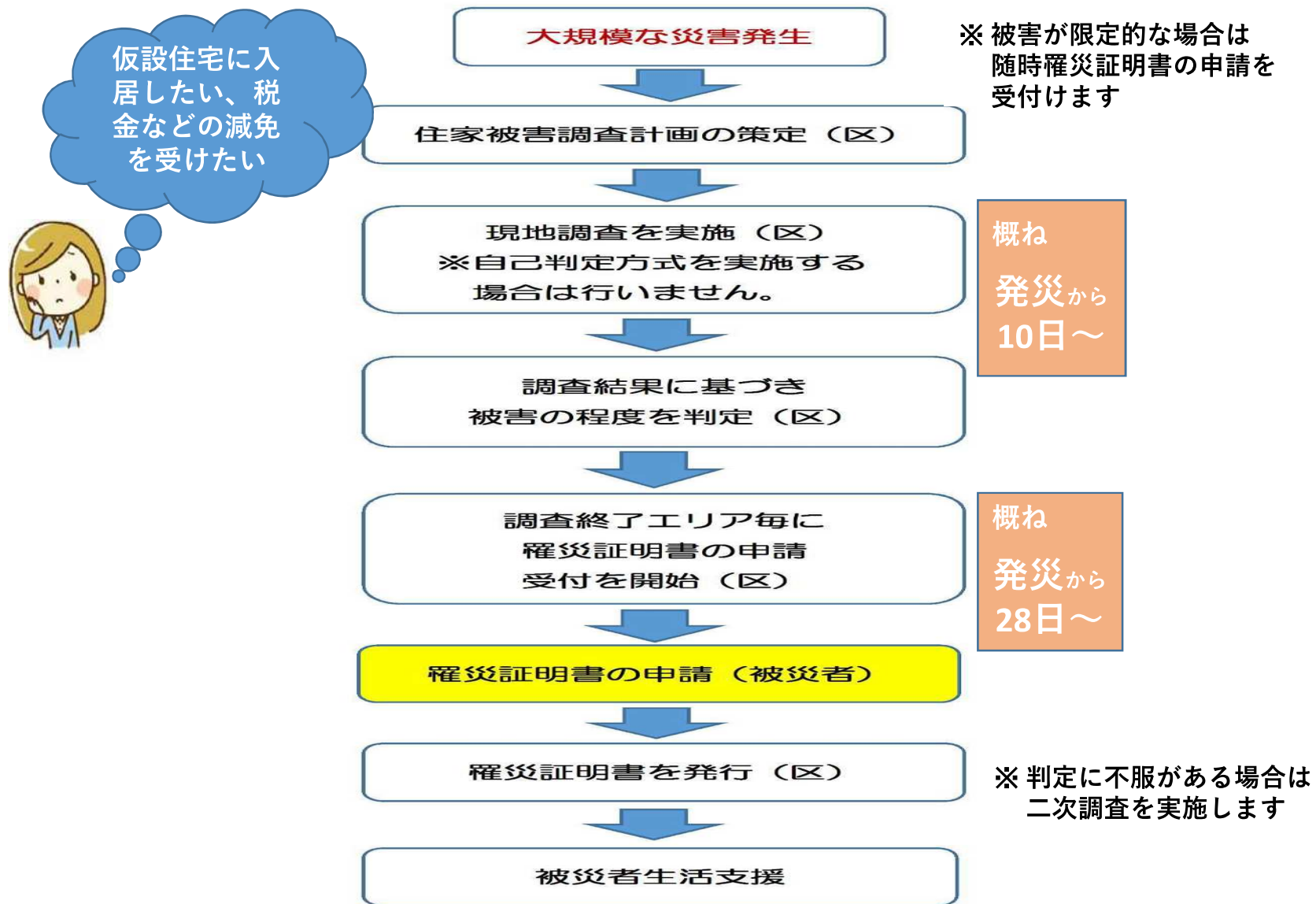
令和6年1月に発生した能登半島地震では、罹災証明書の発行が遅れ、各種被災者支援にも影響したことが課題となっています。

本区では、東日本大震災での同様の教訓を受け、被災者生活再建システムの導入や受援計画の作成など、罹災証明書の発行の迅速化に取り組んでいます。

一方、罹災証明書を迅速に発行し、被災者支援に繋げていくには、区のみだけでなく、区民の皆さんに、罹災証明書の申請に必要な事項や様々な支援制度があることなどを知っていただく必要があります。

本ガイドブックは、首都直下地震など本区が大規模な災害に見舞われた場合、できる限り早く、皆さんの生活が取り戻せるよう、事前に知っていただきたい情報をまとめたものです。

# まえがき 被災者生活支援までの全体フロー



## 第1章 1 罹災証明とは・・・？

災害が発生し、万が一みなさまのご自宅に被害があった場合には、生活再建の助けになる支援制度が多くあります。

一方、支援を受けるためには、自然災害によってご自宅（住家）がどれだけの被害を受けたか、公的に証明された「**罹災証明**」が必要になります。

### ■支援を受けるまでの大まかな流れ



「罹災証明」は様々な支援で必要になるため、生活再建の“パスポート”とも言われています

## 第1章 2 申請窓口

お住まいの地域の地区センター（火災による被害は消防署）、大規模な災害が発生したときは、区役所や被害の多い地域の区民事務所に窓口を設置します。



併せて、災害弔慰金や被災者生活再建支援金など各種支援制度や被災後の生活についての困りごとの相談を受ける総合窓口を設置します。

# 第1章 3 写真の撮り方

## 自宅を片付ける前に写真の撮影を忘れずに

罹災証明や保険金の申請に必要です！

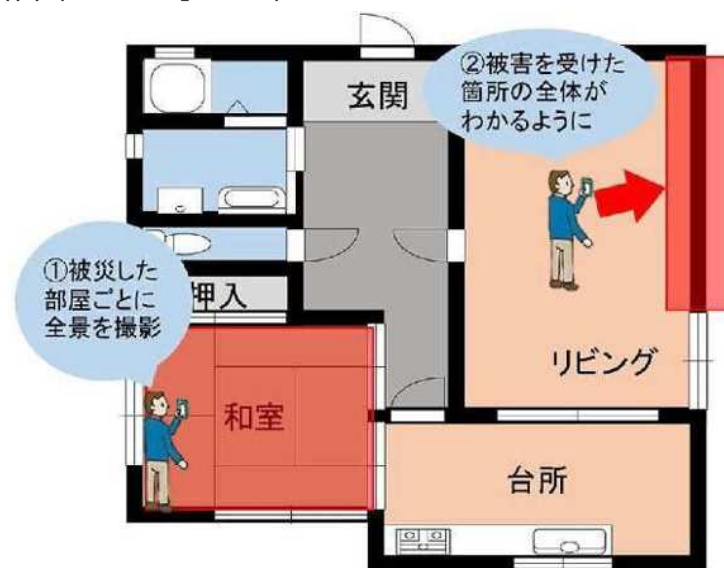
### ◆家の外の写真の撮り方のポイント

- ・ カメラ・スマホなどでなるべく4方向から撮る
- ・ 浸水した場合は浸水の深さも分かるように撮る



### ◆家の中の写真の撮り方のポイント

- ・ 被災した部屋ごとの全景を撮る
- ・ 被害箇所の「寄り」にて撮る。



能登半島地震では、全壊・半壊に至る被害が多数発生しました。一方で、比較的新しい建物（2000年基準）については、大きな被害には至らなかった（一部損壊）ことが報告されています。



## 第1章 4 自己判定方式について

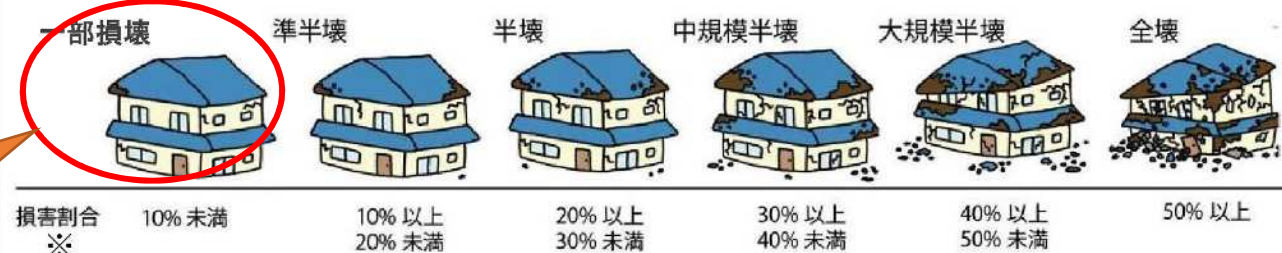
**住家の被害が軽微であり、申請者が「一部損壊」の判定に合意**する場合は、区職員等による現地調査は行わず、**写真による被害判定**を行います。この場合、通常の発行に比べ、**短期間で発行**が可能です。また、通常の申請は窓口となりますが、**WEBによる申請**ができます。

また、**住家以外**（店舗や事業所など）は、**自己判定方式と同様**に写真での判定となり、**被災届出受理書を発行**します。

区職員等による  
現地調査  
(住家被害認定調査)

自己判定方式  
で申請可能

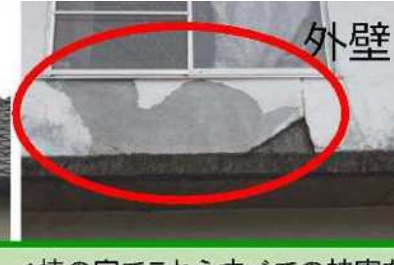
区職員等が、国の定める基準に従い、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「中規模半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」の被害区分を認定します。



# 第1章 4 自己判定方式について

## 参考 地震時の一部損壊の目安

水害時



1棟の家でこれらすべての被害を足し合わせても、一部損壊です。(めやす)



【参照】災害に係る住家の被害認定基準運用指針(内閣府ホームページ)より

## 第2章 被災者支援制度

| 支援制度           | 制度の概要                                                                     | 被害の程度(※) |       |       |    |     |      |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------|----------|-------|-------|----|-----|------|
|                |                                                                           | 全壊       | 半壊大規模 | 半壊中規模 | 半壊 | 準半壊 | 損一部壊 |
| 被災者生活<br>再建支援  | 生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。<br>(例) 全壊の複数世帯の場合...基礎支援金100万円を支給 (→P.12へ) | ○        | ○     | ○     | △  | ×   | ×    |
| 被災住宅の<br>応急修理  | 住宅が被害を受け、自ら修理する資力のない世帯に対して、居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します (→P.12へ)   | △        | ○     | ○     | ○  | ○   | ×    |
| 応急仮設住宅         | 住家が被害を受け、自らの資力では住居が確保出来ない方に対して応急仮設住宅を提供します (→P.13へ)                       | ○        | ○     | △     | △  | ×   | ×    |
| 公費解体           | 一定以上の被害を受けた家屋について、所有者から申請があった建物を、区が被災家屋を解体・撤去します<br>(→P.13へ)              | ○        | ○     | ○     | ○  | ×   | ×    |
| 特別区民税の<br>減税など | 被害の状況により、区民税等を減免又は納付猶予(分割納付)できる場合があります。(→P.18へ)                           | △        | △     | △     | △  | △   | △    |

生活再建支援制度の一例

(※) ○...受けられる可能性が高い  
△...要件を満たせば対象の可能性あり  
×...支援の対象外

## 第2章 1 災害による死亡・けが

### 災害による 死亡・怪我



### 受けられる可能性のある支援

- ・災害弔慰金：災害により死亡した方の遺族に弔慰金（生計維持者：500万円、その他の方：250万円）を支給します。  
※ 災害関連死の場合は、区による認定が必要となります。
- ・災害障害見舞金：災害により重度障害を受けた方に見舞金（最大250万円）を支給します。
- ・災害義援金：災害による重傷者や住家被害の程度により、全国並びに海外の皆さんから寄せられた義援金を配分します。

## 第2章 2 家・家財が被害を受けた（1）

### 家・家財が被害を受けた

- 新たに住む家を探したい
- 建て直し・修理したい
- 生活必需品が必要



### 受けられる可能性のある支援

- ・被災者生活再建支援金：災害により、住宅が全壊、大規模半壊するなどした世帯、対象者が住宅を再建（建設・購入、補修、賃借）する場合は加算支援金を支給します。（最大：基礎支援金100万円、加算支援金200万円）
- ・被災住宅の応急修理：災害により住宅が半壊し、自らの資金では応急修理をすることができない方、災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（大規模半壊）した方を対象とします。災害救助法に基づく応急仮設住宅等を利用しない方が対象となります。（最大：70万6千円）

## 第2章 2 家・家財が被害を受けた（2）

### 家・家財が 被害を受けた

- 新たに住む家を探したい
- 建て直し・修理したい
- 生活必需品が必要



### 受けられる可能性のある支援

- ・被災家屋の公費解体：半壊以上の家屋を解体したい方は、家屋所有者の申請により、区が被災家屋を解体・撤去します。
- ・応急仮設住宅への入居：住宅が全壊、全焼若しくは準半壊し、自らの資金では住家を得ることができない者、又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した被災者を対象とします。

建設型応急住宅の提供

賃貸型応急住宅の提供

：被災者が自ら物件を探す方式と  
都が借上げの契約を締結し要配  
慮者等に物件を紹介する方式が  
あります。

## 第2章 2 家・家財が被害を受けた（3）

### 家・家財が被害を受けた

- 新たに住む家を探したい
- 建て直し・修理したい
- 生活必需品が必要



### 受けられる可能性のある支援

災害復興住宅融資（住宅金融支援機構）：災害で住家が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」または「半壊」した方が、住宅を建設・購入する場合に利用できます。（借りる人の年齢が60歳以上の場合、毎月の返済が利息だけで済む「リバースモーゲージ型融資」もあります。

災害援護資金：災害で負傷又は住居・家財に被害を受けた方で、所得が一定の範囲内の方は、貸付が受けられます。（最大350万円、当初3年無利子、返済期限10年）

## 第2章 3 教育・子育て支援に関すること

### 教育・子育て支援に関すること

- 教科書等の学用品が必要
- 安心して子育てしたい



### 受けられる可能性のある支援

- ・小中学生の就学援助措置：災害による経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、郊外活動費等を援助します。
- ・教科書等の無償給与：災害救助法に基づき、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給します。
- ・児童扶養手当等の特別措置：被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特別措置を講じます。

## 第2章 4 生活困窮に関すること

### 生活困窮に関すること

- 自立と生活安定のための資金を借りたい、支援を受けたい



### 受けられる可能性のある支援

- ・生活福祉資金制度による貸付：生活福祉資金は、金融機関等から借入が困難な低所得世帯、障害者世帯や高齢者世帯に対して経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。
- ・緊急小口資金：10万円以内、無利子福祉費（災害援護費）：150万円（目安）、連帯保証人あり無利子・なし年1.5%
- ・生活困窮者自立支援制度  
福祉事務所において、様々な課題を抱える生活困窮の方に対して、自立相談支援事業・住居確保給付金の支給・就労準備支援事業など、一人ひとりの状態に合わせた包括的な支援を行います。

## 第2章 5 医療・年金・利用料等の支払いに関すること

医療・年金・介護  
の利用料等の  
支払いに関すること



医療費・保険料・利用料・保育料  
等の減免、お支払いの猶予制度  
国民健康保険料の徴収猶予・減免  
国民年金保険料免除・猶予制度  
後期高齢者医療保険料の減免  
介護保険料の減免  
水道料金の減免・納付相談  
下水道使用料の減免・納付相談  
ガス料金の支払い期限の延長等  
電気料金の支払い期限の延長等  
電話料金の支払い期限の延長等

## 第2章 6 税の支払いに関すること他

### 税の支払いに関すること他



### 税の負担の軽減・納税の猶予制度

・ 区民税（区）・所得税（国）  
納税猶予や納期限の延長、減免・免除、雑損控除などができる場合があります。

・ 固定資産税・都市計画税（都）  
課税されている土地・家屋・償却資産に被害があった方は、減免が受けられる場合があります。

・ 災害等廃棄物処理事業：片付けごみの収集・運搬及び処分、損壊した家屋等の解体（半壊以上の場合は公費解体の対象）、がれきの収集・運搬及び処分などに必要な経費が補助の対象となっています。

## 第2章 7 地震保険に関すること

### 地震保険に加入していますか？

被災者生活支援金など、様々な支援制度がありますが、自宅を再建していくには充分ではありません。



- 「半壊」世帯には、災害救助法に基づき、57.4万円を限度として市町村が応急修理を行います。
- 災害復興住宅融資制度による低利融資は、「一部損壊」でも受けられます。

※ 内閣府資料より

## 第2章 7 地震保険に関すること

### 地震保険の補償内容は？

「地震保険」は、**地震・噴火**またはこれらによる**津波**を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失による損害に対して補償される保険です。

◆海外で発生した地震等による津波が日本に襲来した場合の被害も補償されます。



地震による火災



地震による倒壊



津波による流失



地震によって家が傾いた

※これらの損壊等は、通常の火災保険では補償されません（免責条項に該当）

（図：「政府広報オンライン」引用 <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201701/2.html>）

### 地震保険の対象は？

- ・「地震保険」では、**居住のために使用する建物**（専用住宅・店舗兼住宅）や**生活用動産（家財）**（注）が保険の対象です。（注）30万円を超える貴金属・宝石などは含まれません。
- ・店舗（事務所）のみの建物や工場は保険の対象外です。
- ・空き家や別荘は“常時、居住のために使用する状態”であれば保険の対象となります。
- ・例えばマンションの一室全体を事務所として利用している場合は、居住用とは言えませんので対象外です。



アパートなどの賃貸物件も保険の対象ですが、建物の『所有者』しか契約できませんので、大家さんが加入する必要があります。

※賃借されている方も「家財」のみで加入することは可能です。

※ 内閣府資料より

## 第2章 7 地震保険に関すること

既に参加されている方も、参加されている保険・共済の補償内容をご確認ください！

これらの保険・共済には火災保険（共済）に上乗せで付帯するタイプのものや基本的な補償に含まれるタイプのものなどがあり、補償の対象や内容は様々です。

ご自宅の災害リスクをしっかりと確認して、必要な補償を確保しましょう。



補償される範囲は、どの保険・共済に参加するかによって異なります  
(詳しくは、各保険会社・共済団体に確認しましょう)

※ 内閣府資料より

## 第2章 被災者支援に関する各種制度の概要

被災者生活支援制度について、さらに知りたい方は、内閣府が作成した「被災者支援に関する各種制度の概要」をご覧ください。

【URL】

[https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/kakusyuseido\\_tsuu\\_jou.pdf](https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/kakusyuseido_tsuu_jou.pdf)



## 3-1 困りごとQ&A ①罹災証明関係



罹災証明の申請は、発災直後から可能なのでしょうか？

能登半島地震では、約1週間後から、申請の受付を開始しています。しかし、「一部損壊」に合意いただける場合を除き、区職員等による調査後の交付となることから、その場合、発行は概ね28日後からを想定しています。



罹災証明の判定結果に納得がいけない場合どうすれば良いのでしょうか？

判定結果に納得がいけない場合には、2次調査を申請することができます。2次調査・再調査により、被害の程度が変更になった場合は、前に交付された証明書はその効力を失います。（例：1次調査：大規模半壊、2次調査：中規模半壊）



罹災証明の申請は、電子申請が可能ですか？

自己判定方式による申請は、電子申請ができますが、一般の申請は、窓口での申請となります。



## 3-1 困りごとQ&A ①罹災証明関係-2



塀や自動車なども、罹災証明を申請できますか？

罹災証明は、住家の被害を認定する書類となります。それ以外の店舗や事業所などの不動産、自動車などの動産は、P8で紹介した被災届出受理書を発行します。



火災による罹災証明の窓口は、何処になりますか？

平時の火災については、管轄地域の消防署が窓口となります。  
(本田消防署：03-3694-0119、金町消防署：03-3607-0119)



地震の余震により、被害が拡大してしまいました。すでに罹災証明書を受け取っていますが、再調査を申請できるのでしょうか？

余震などの影響により、住宅の被害が拡大した方は、再調査を申請することができます。すでに罹災証明を発行済みの方や2次調査を実施済みの方も、再調査を申請できますので、ご検討されている方は、早めのご相談をお願いします。



## 3-1 困りごとQ&A ②被災者生活支援制度関係



様々な生活再建支援制度があることがわかりました。災害が発生した場合、まずはどこに相談すれば良いのでしょうか？

区では、罹災証明の発行窓口の設置（概ね1か月）に合わせて、生活支援制度に関する総合の相談窓口の設置を予定しています。各種生活支援制度は、申請主義のため、漏れなく対応できるよう、周知活動も進めていきます。



どのような規模の災害が発生した場合、このような支援制度は適用されるのでしょうか？

令和6年元旦に発生した能登半島地震では、今回紹介した各種支援制度が適用されています。一例となりますが、被災者生活再建支援金であれば、10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村等となりました。葛飾区では東日本大震災の際に、液状化による建物被害が発生しましたが、制度の対象とはなっていません。



災害が発生した場合、被災者生活支援制度などの周知は、どのように進めるのでしょうか？

災害の規模などにより、適用される支援制度は変わることから、発生した災害ごとに、適用される制度や申請窓口、期限などを記載した被災者生活支援ガイドブックを作成し、区役所や地区センターなどで配布するとともに、区ホームページやSNSなどにより、広くお知らせします。



## 3-1 困りごとQ&A ②被災者生活支援制度関係-2



住宅ローンの返済をしています。被災により、返済が困難になった場合、どうすれば良いのでしょうか？

被災ローン減免制度（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）」の適用を受けられる可能性があります。（P11参照）  
まずは、区や弁護士会などが設置する窓口にご相談ください。



能登半島地震では、災害関連死が多く発生していることが報道されています。災害関連死が疑われる場合、遺族はどのように対処すればよいのでしょうか？

当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、災害が原因で死亡したと認められた場合は、災害弔慰金が支給されます。  
区では、遺族からの申請に基づき、災害関連死の判定を行います。判定が困難な場合は、審査会を開催し判断します。



通帳や家の権利書が見当たりません。どうすれば、良いのでしょうか？

命を守ることが先決です。そのための行動を取ってください。また、通帳がなくても、大規模な災害が発生すると、金融上の措置が出され紛失した場合の取り扱いが示され、預金の払い戻しなどが可能となります。権利書についても、紛失しても不動産取引は可能です。



## 3-1 困りごとQ&A ②被災者生活支援制度関係-3



被災者生活支援金について、もう少し詳しく教えてください。

対象となる被災者世帯は、下表のとおりで、中規模半壊以上が対象となります。

### 4. 支援金の支給額

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

|                      | 基礎支援金<br>(住宅の被害程度) | 加算支援金<br>(住宅の再建方法) |       | 計     |
|----------------------|--------------------|--------------------|-------|-------|
|                      |                    |                    |       |       |
| ①全壊<br>(損害割合50%以上)   | 100万円              | 建設・購入              | 200万円 | 300万円 |
| ②解体                  |                    | 補修                 | 100万円 | 200万円 |
| ③長期避難                |                    | 賃借(公営住宅を除く)        | 50万円  | 150万円 |
| ④大規模半壊<br>(損害割合40%台) | 50万円               | 建設・購入              | 200万円 | 250万円 |
|                      |                    | 補修                 | 100万円 | 150万円 |
|                      |                    | 賃借(公営住宅を除く)        | 50万円  | 100万円 |
| ⑤中規模半壊<br>(損害割合30%台) | -                  | 建設・購入              | 100万円 | 100万円 |
|                      |                    | 補修                 | 50万円  | 50万円  |
|                      |                    | 賃借(公営住宅を除く)        | 25万円  | 25万円  |



## 3-1 困りごとQ&A ③その他



小学生の息子がいます。震災が発生した場合、学校が再開されるのは、いつ頃になるのでしょうか？

被災状況により異なりますが、能登半島地震では、10日から20日程度で再開しています。また、教科書の無償給与（P15参照）など、様々な支援があります。



夫婦で医療関係の仕事をしており、早期の仕事への復帰が必要となります。保育園の再開は、いつ頃になるのでしょうか？

区では、災害対策従事者の子供の居場所を確保するため、被災直後の段階から、活用可能な施設を把握し、できる限り早い段階で、受入れを開始します。それ以降、順次子どもの居場所づくりを拡大していきますが、通常の再開は、1か月以内を目標として、取組んでいきます。



震災でけがをした場合、どこで治療を受けられるのでしょうか？

発災後概ね72時間までの超急性期における医療救護活動については、3か所の災害拠点病院（東部地域病院、東京慈恵会医科大学葛飾医療センター、平成立石病院）、9か所の災害拠点連携病院（亀有病院、第一病院、嬉泉病院、金町中央病院、かつしか江戸川病院、堀切中央病院、イムス葛飾ハートセンター、イムス東京葛飾総合病院、坂本病院）の前に医療救護所を設置し対応します。



|                  |
|------------------|
| 庶務報告No. 2        |
| 地 域 振 興 部        |
| 令和 7 年 3 月 2 1 日 |

## 令和 6 年度葛飾区応急対策図上訓練の実施結果について

運用訓練担当課

### 1 趣 旨

応急対策連絡会に関係する協定団体との応急対策図上訓練の実施結果、特に今後の課題と対応方針について報告するもの

### 2 目 的

令和 5 年度の応急対策連絡会において概成した災害時の応急対策活動に関するマニュアルの実効性を検証するとともに、発災後の応急対策期における関係者の行動について認識を共有する。

### 3 日 時

令和 7 年 1 月 28 日（火）13 時 30 分から 17 時 15 分まで

### 4 場 所

区役所 7 階 705・706 会議室

### 5 出席者

（1）協定団体（9 団体 23 名）

葛飾防災協力会、葛飾建築協会、東京都建築士事務所協会葛飾支部、葛飾造園災害対策協議会、葛飾電気防災協力会、葛飾塗装工業協同組合葛飾支部、葛飾メンテナンス災害対策協議会、葛飾空衛会、東京都管工事工業協同組合葛飾支部

（2）関係機関（4 名） 本田消防署、金町消防署、墨田区

（3）事業者 東京電力パワーグリッド株式会社（3 名）

（4）葛飾区（19 名）

区長、副区長、地域振興部、施設部、都市整備部、教育委員会事務局

### 6 検証事項

（1）自主的活動開始基準（震度 6 弱以上）

（2）自主的活動開始までのリードタイム

（3）事業者の配分（当初の区割りと発災時の稼働状況把握）

- (4) 交通規制下の応急対策車両の区内通行
- (5) 啓開道路（緊急道路障害物除去路線）の見直し
- (6) 応急対策車両への給油（中核ＳＳ）
- (7) 区との連絡手段の確保（ＩＰ無線機）

## 7 実施結果

協定団体と区との間で、初めてのワークショップ型応急対策訓練やシェイクアウト訓練、ＩＰ無線機の通信訓練を実施したことで、参加者間で認識の共有を図るとともに、今後の更なる取組の推進に向け、課題や方向性を確認することができた。



| 課題                                                   | 対応方針                                                                                           |
|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区役所内や各団体事務所で被災した場合の来客者等に対する安全確保についての行動が不明確。          | 総務部マニュアルを全庁で共有化を図るとともに、各階・各課での行動を具体化していく。(総務部に依頼済み) また、各事業所や自宅においても、震災時の安全ゾーンの確保の重要性などを周知していく。 |
| 全ての団体にＩＰ無線機が貸与できていない現状を確認する。また、操作についても未習熟な団体が多い。     | 全ての協定団体に少なくとも１台のＩＰ無線機を貸与するとともに、ＩＰ無線機の通信訓練を定期的実施し、関係者の練度を向上させていく。                               |
| 避難所などで活動していくには、身分を明らかにするためのビブス等が必須である。               | 今年度も、ビブスを調達し、各団体への貸与を進めているが、応急復旧に当たる全職員に配布できるよう、継続して予算化をしていく。                                  |
| 応急対策車両の車両標章について、一部の協定団体には配布されていない。                   | 協定書の写しを必ず携行することを徹底するとともに、継続して車両標章の予算化していく。                                                     |
| 応急対策連絡会に所属する会員個々の防災意識を向上していく必要がある。                   | 各団体の総会など、あらゆる機会を捉えて、防災講話を実施するなど、昨年度策定したマニュアルの周知を含め、防災意識を底上げしていく。                               |
| 中核ＳＳの枠組みがあるものの、優先給油の実現に向けて、更なる取組が必要であることを確認する。       | 他自治体での事例などを参考に、区独自の燃料確保の仕組みを模索するとともに、各団体においても、平時からの中核ＳＳとの顔の見える関係づくりなどに努めていく。                   |
| 道路啓開については協定団体の多くが都と重複しており、迅速な対応には啓開路線の優先順位の明確化などが必要。 | 新たな緊急医療救護所に通ずる路線などを含めた見直しを進めるとともに、道路啓開の優先順位を定め、一部地域についても見直しを検討                                 |

|                  |
|------------------|
| 庶務報告No. 3        |
| 地 域 振 興 部        |
| 令和 7 年 3 月 2 1 日 |

## (仮称) 支援物資輸送に関する応急対策連絡会について

運用訓練担当課

### 1 趣 旨

能登半島地震で課題となった、物流拠点から被災者の手に渡るまでの最後の区間で支援物資の配達が滞るという「ラストワンマイル問題」の解決に向け、災害時の支援物資輸送に関する新たな応急対策連絡会を設置し、区の要請内容に対する関係団体協力について、関係者間での意見交換の結果及び今後の方向性について報告するもの

### 2 日 時

令和 7 年 2 月 5 日（水）14 時～16 時

### 3 場 所

葛飾区立石地区センター 2 階大会議室

### 4 出席者

| 葛飾区                                                          | 関係団体                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域振興部(7名)<br>総務部(3名)<br>施設部(2名)<br>産業観光部(1名)<br>教育委員会事務局(2名) | 東京都トラック協会葛飾支部(2名)<br>ロジパルエクスプレス(2名)<br>佐川急便 東京本社(2名)<br>赤帽首都圏自動車運送協同組合(3名)<br>葛飾新宿郵便局(1名)<br>ヤマト運輸(8名)<br>ジョインテックスカンパニー東京支社(3名) |
| 15 名                                                         | 21 名                                                                                                                            |

### 5 意見交換内容

支援物資輸送に関する応急対策連絡会の枠組み（別紙 1）及び災害時輸送に関する区検討案（別紙 2）に基づき、意見交換を実施。

#### （1）区検討案の実現可能性など

- ア 協定団体の輸送力提供の可能性
- イ 物流作業への人的協力の可能性（物流専門家の派遣など）
- ウ 物流作業への物的協力の可能性（操縦手とフォークリフトなど）

(2) 先進事例

品川方式

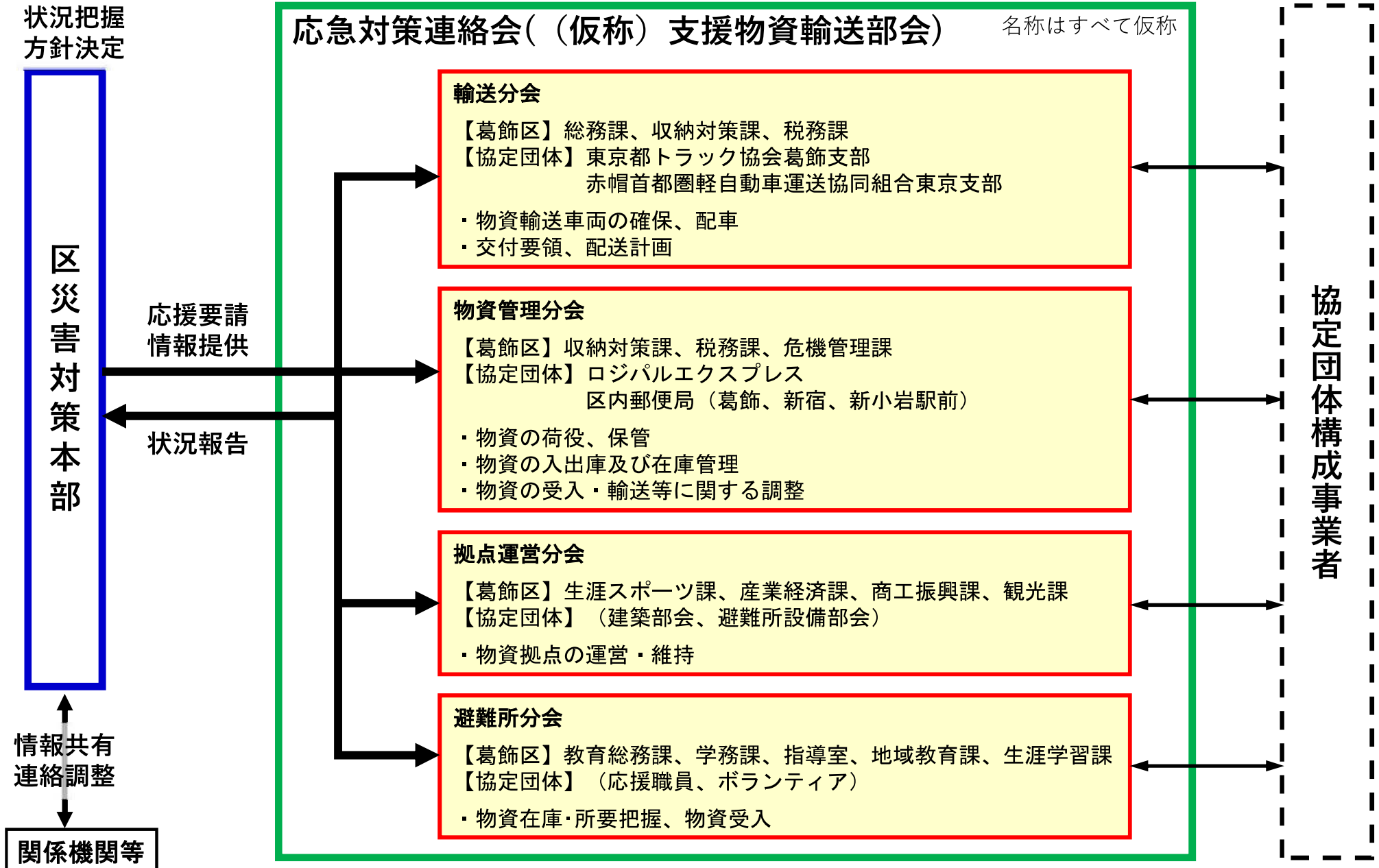
(災害用備蓄品の管理から輸送までを1事業者に一括して委ねる(別紙3))

6 実施結果

支援物資の輸送等に関し、相互に認識の共有を図るとともに、課題や方向性などを確認した。

| 課題                                                    | 今後の方針                                                                            |
|-------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| ラストワンマイル問題の課題解決には、輸送・物流に関する協定団体の協力が不可欠であることを再認識       | 今年度立ち上げた「応急対策連絡会(物流部会)」の活動を継続・強化し、相互の連携体制をより強固なものにしていく。                          |
| 「区検討案」は、本区の強みを生かした提案である一方、最低限に絞り込んだ提案であることから、更なる検証が必要 | 引き続き、被災自治体や先進的事例などを含めた検討を進めることで、「区検討案」の実効性を高めていく。そのうえで、葛飾区業務継続計画や受援計画の見直しに繋げていく。 |
| 特に物資輸送を円滑に進めていくには、尿素を含めた燃料確保が課題であることを共有               | 他自治体での事例などを参考に、区独自の燃料確保の仕組みを模索するとともに、各団体においても、平時からの中核SSとの顔の見える関係づくりなどに努めていく。     |

## (仮称) 支援物資輸送に関する応急対策連絡会 組織図 (案)



## 災害時輸送に関する区検討案

被災者に対して

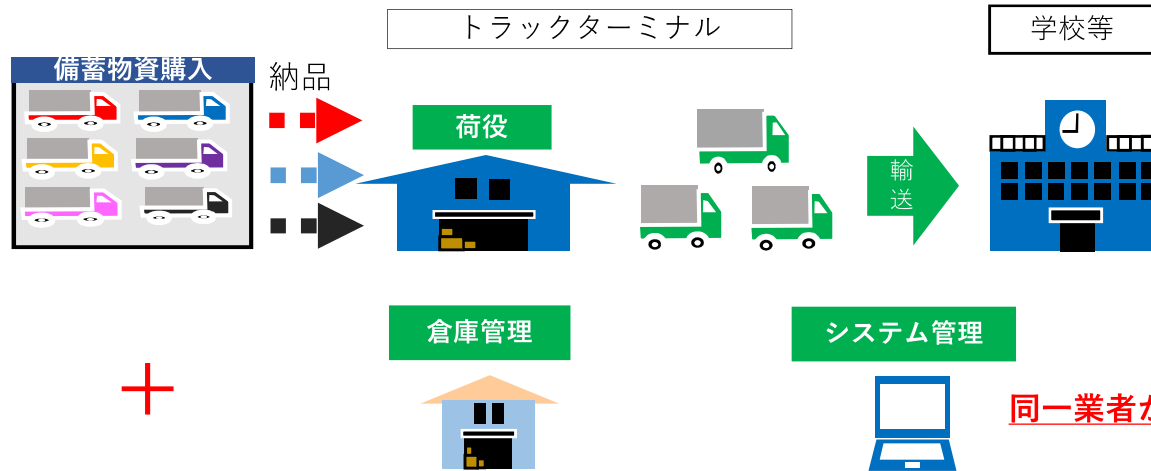
- 何を運ぶのか？ ⇒ 食料とトイレ



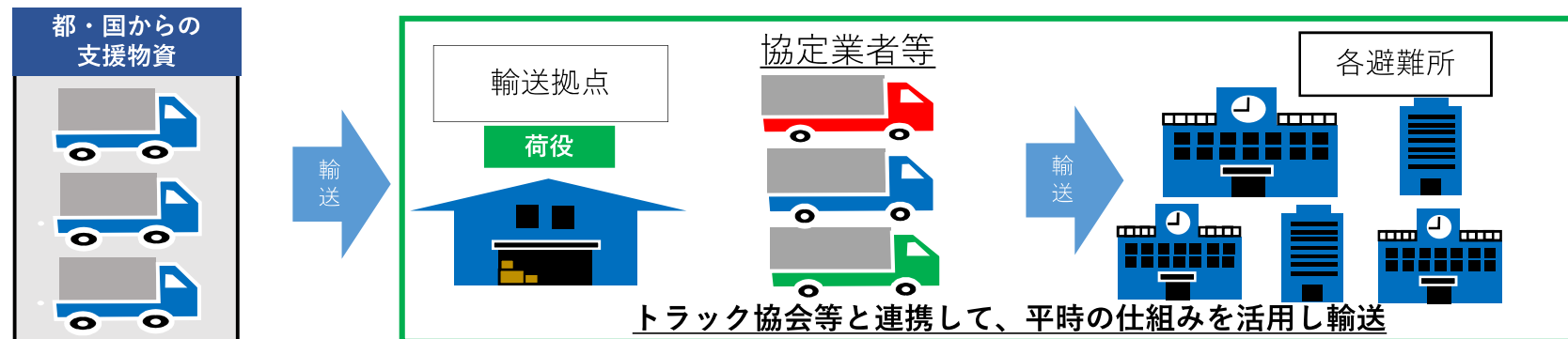
- 何人分運ぶのか？ ⇒ 13万人分
- 必要な輸送力は？ ⇒ 2トン車6両
- どのように運ぶか？ ⇒ エイトホール周辺  
を一方通行規制
- 必要な作業力は？ ⇒ 29～33名

# 先進的な物資輸送・管理体制事例

平 時



災害時



|                  |
|------------------|
| 庶務報告No. 4        |
| 地 域 振 興 部        |
| 令和 7 年 3 月 2 1 日 |

## 新たに締結した災害時における協定等について

運用訓練担当課

このことについて、災害時における区民の安全・安心を確保することを目的として、以下のとおり新たに協定を締結したため報告する。

### 1 災害時における井戸水の提供に関する協定

#### (1) 協定先

学校法人 広和学園 幼保連携型認定こども園 葛飾みどり  
東京都葛飾区鎌倉一丁目 21 番 9 号 理事長 片岡 和久

#### (2) 協定内容

学校法人広和学園からの協力に関して、災害が発生した際における近隣住民に対する井戸水の提供について必要な事項を定めたもの

#### (3) 協定締結日

令和 6 年 7 月 23 日

### 2 災害時の医療救護活動についての協定

#### (1) 協定先

一般社団法人 葛飾区医師会

#### (2) 協定内容

災害が発生した際の医療救護活動に対する医師会の協力に関し、医療救護班の派遣を要請する基準や医療救護班の業務の内容など、必要な事項を定めたもの

#### (3) 協定締結日

令和 6 年 6 月 3 日

### 3 災害時における医療救護活動についての協定

#### (1) 協定先

特定非営利活動法人 日本医療救援機構

(2) 協定内容

災害が発生した際の医療救護活動に対する日本医療救援機構の協力に関し、医療救護チームの派遣や医療機器等の貸与など、必要な事項を定めたもの

(3) 協定締結日

令和6年9月2日

#### 4 地域間における広域連携の強化に向けた共同宣言

(1) 宣言参加者

利根川上流、荒川上流及び荒川下流の群馬県、埼玉県、東京都の26自治体

(2) 目 的

近年、気候変動等により大規模災害が頻発化、激甚化している。首都圏では、ゼロメートル地帯や人口集中により、大規模洪水や首都直下地震などにより、甚大な被害が発生することが予想される。

このような状況を踏まえ、平時の連携を基盤として、大規模災害発生時の迅速な相互支援体制を構築するため、国の立会いの下、利根川・荒川沿川自治体で「共同宣言」を行った。

(3) 宣言内容

平時からの持続的な友好関係と、災害発生時の実効性のある協力関係を目的に、以下の分野について共同で努めるよう、宣言をするもの

- ①住民間及び団体間の交流
- ②地域振興に係る交流
- ③広域避難を含めた災害時の応援
- ④地域の保全・発展のための連携

(4) 宣言日

令和7年2月6日

|                   |
|-------------------|
| 庶務報告No. 5         |
| 地 域 振 興 部         |
| 令 和 7 年 3 月 2 1 日 |

## 感震ブレーカー設置支援事業の拡充について

地域防災担当課

### 1 事業概要

令和4年に公表された首都直下地震における本区の被害想定では、焼失棟数が全壊棟数を上回ると想定されており、出火防止対策の強化が急務である。

そこで今年度、大規模地震時の火災の危険性が高い地域の建物に対して、一括遮断型の感震ブレーカーの無償取付・配付と設置費助成を実施した。

引き続き、大規模地震時の被害を大幅に減らすとされる感震ブレーカー設置率25%を目指し、取組を拡充するものである。

### 2 令和6年度感震ブレーカー設置支援事業の状況

#### (1) 事業の対象

令和4年「地震に関する地域危険度測定調査」において、火災危険度ランク3以上の地域で、集合住宅を除く2階建て以下の木造住宅（約37,500世帯）

#### (2) 事業の状況（令和7年3月3日現在）

##### ア 感震ブレーカー無償取付・配付

5,551件（取付1,882件、配付3,669件）

##### イ 感震ブレーカー設置費助成

27件

##### ウ 感震ブレーカー設置率

事業開始前の7%から15ポイント（ $= (5,551 + 27) / 37,500$ ）増加し、22%になったと推計される。

### 3 令和7年度感震ブレーカー設置支援事業（案）

#### (1) 感震ブレーカー機能付分電盤取替工事の助成限度額の引き上げ

令和6年度事業の感震ブレーカーは、アース付コンセントに設置するタイプであるが、アース付コンセントがないため設置できないケースや、既存の漏電遮断器の作動不良により動作しないケースがあった。

その場合、感震ブレーカーの設置費助成を案内しているが、感震ブレーカー機能付分電盤への取替工事費用は高額で、助成を利用しても申請者の負担が大きいことが課題となっている。

そのため、感震ブレーカー機能付分電盤への取替工事の助成限度額を2万円から5万円に引き上げ、申請者の費用負担を軽減する。

(2) 令和6年度事業の対象世帯への支援継続

大規模地震時の火災の危険性が高い前2(1)の世帯に対して、設置費助成及び感震ブレーカーの配付を継続する。

(3) 令和7年度感震ブレーカー設置支援事業の全体概要

高齢者等を対象とした既存の設置費助成に加え、令和6年度事業の対象世帯への設置支援を継続する。さらに、感震ブレーカー機能付分電盤取替工事の助成限度額を5万円に引き上げる。

(火災危険度ランク3以上の地域、感震ブレーカーの設置方法と助成限度額は別紙のとおり)

|      | 設置費助成                                                                                               |                                                                                             | 配付                                                                                          |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域   | 区内全域                                                                                                | 火災危険度ランク3以上                                                                                 | 火災危険度ランク3以上                                                                                 |
| 対象世帯 | 世帯全員が下記のア～ウのいずれかに該当する世帯<br>ア 満65歳以上<br>イ 身体障害者手帳1級又は2級<br>ウ 愛の手帳1度又は2度                              | <u>下記のア～ウの全てに該当する世帯</u><br><u>ア 木造住宅に住んでいる</u><br><u>イ 2階建て又は平屋である</u><br><u>ウ 集合住宅ではない</u> | <u>下記のア～ウの全てに該当する世帯</u><br><u>ア 木造住宅に住んでいる</u><br><u>イ 2階建て又は平屋である</u><br><u>ウ 集合住宅ではない</u> |
|      | 感震ブレーカーの設置に要した費用を助成する。<br>① 感震ブレーカー機能付分電盤への取替<br>助成限度額 5万円(助成率1/2)<br>② 上記以外<br>助成限度額 2万円(助成率10/10) |                                                                                             | 希望する世帯に、一括遮断型の感震ブレーカーを配付する。                                                                 |
| 申請期間 | 令和7年4月1日から<br>令和8年2月27日まで(予定)                                                                       |                                                                                             | 令和7年5月中旬から<br>予定数量に達するまで                                                                    |

(4) 周知方法

葛飾区ホームページ、広報かつしか等により周知する。

## 1 火災危険度ランク3以上の地域

- |              |                |              |
|--------------|----------------|--------------|
| ▶立石1～4・6～8丁目 | ▶亀有2・5丁目       | ▶細田1・4・5丁目   |
| ▶東立石2～4丁目    | ▶西亀有3・4丁目      | ▶柴又1～4・6・7丁目 |
| ▶四つ木1～4丁目    | ▶青戸1・2・5・6丁目   | ▶新宿1・2・5丁目   |
| ▶東四つ木3・4丁目   | ▶新小岩1～4丁目      | ▶金町2～5丁目     |
| ▶宝町1・2丁目     | ▶東新小岩4～8丁目     | ▶東金町3～6丁目    |
| ▶堀切1～8丁目     | ▶西新小岩3～5丁目     | ▶水元2・4丁目     |
| ▶東堀切1・2丁目    | ▶奥戸2・3丁目       | ▶東水元1丁目      |
| ▶小菅1～3丁目     | ▶高砂2・3・5・6・8丁目 | ▶南水元1・2・4丁目  |
| ▶お花茶屋1～3丁目   | ▶鎌倉1～4丁目       | ▶西水元1～3・6丁目  |

## 2 感震ブレーカーの設置方法と助成限度額

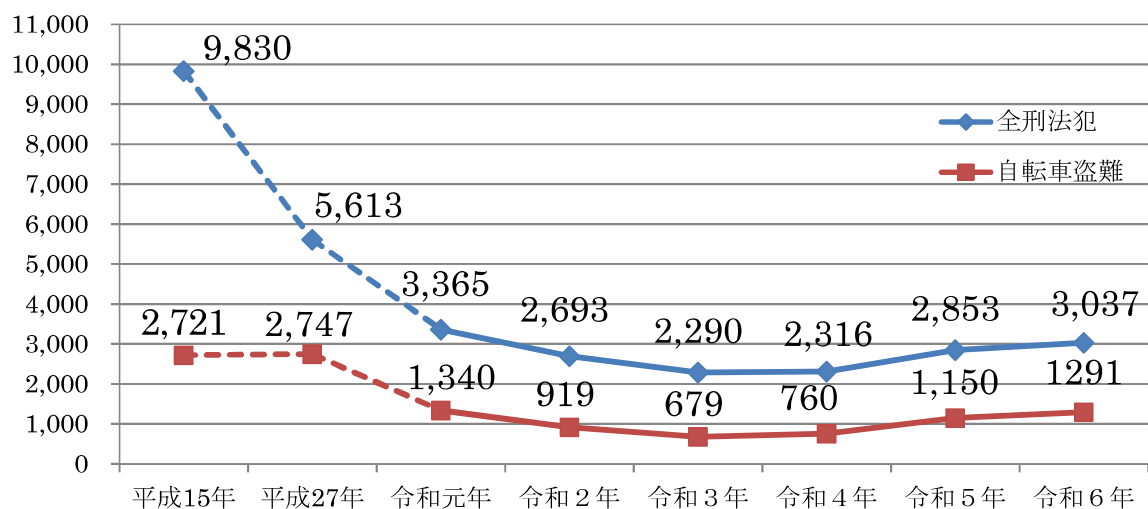
| 感震ブレーカーの<br>設置方法            | 製品イメージ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 助成限度額<br>(1件当たり)         |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| ① 感震ブレーカー<br>機能付分電盤への<br>取替 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな分電盤に取り替える工事が対象</li> <li>・既設の分電盤に感震ブレーカー部品を取り付ける場合は②の該当となる</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <b>5万円</b><br>(助成率1/2)   |
| ② 上記以外                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・既設の分電盤への感震ブレーカー部品の取付</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <p>内部取付用部品</p> <p>外付け感震ブレーカー</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家中の電気を一括して遮断するコンセントタイプの感震ブレーカーの取付</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> | <b>2万円</b><br>(助成率10/10) |

## 防犯対策の強化について

生活安全担当課

### 1 犯罪発生状況

本区の犯罪発生件数は、ピーク時の平成15年9,830件から約70%減となる令和6年3,037件と大きく減少している。自転車盗難もピーク時から着実に減少しているが、社会活動の活発化に伴い、コロナ前の水準に戻りつつある。



一方、高齢者等をターゲットとした特殊詐欺の全国的な増加、首都圏での一連の強盗事件の発生などにより、区民の防犯対策への関心が高まっている。

こうした状況を踏まえ、安全・安心なまちづくりのため、個人宅の防犯対策への支援、自治町会などの地域団体による街頭防犯カメラの設置支援に加え、区による防犯カメラの設置などを進めていくことで、自助・共助・公助の連携による防犯対策をさらに強化していく必要がある。

### 2 防犯対策の強化について

#### (1) 住まいの防犯対策の更なる推進

##### ①住まいの防犯対策費助成

個人住宅に防犯対策品を購入・設置した経費の一部助成を継続実施する。

※令和6年度実績 2,635 件（令和7年3月2日時点）

申請の多い品目：録画機能付きドアホン 1,485 件、防犯カメラ 860 件

センサーライト 453 件、防犯性の高い錠 158 件

ア 助成上限額・助成率

助成上限額6万円 助成率：1/2

※自宅の防犯対策を緊急的に支援するため、東京都防犯機器等購入緊急補助事業を活用し、都補助上限額2万円分を上乗せする。

イ 対象品目

防犯カメラ、録画機能付きドアホン、防犯性の高い錠、補助錠、センサーライト、センサーアラーム、面格子、防犯フィルム、防犯ガラス、防犯砂利

ウ 申請受付（予定）

令和7年4月21日（月）から令和8年3月31日（火）まで

②共同住宅の防犯対策費助成

共同住宅の所有者・管理者による共用部への防犯カメラ設置費用の一部を助成

※令和6年度実績 52件（令和7年2月28日受付終了）

設置台数206台（駐輪場66台、その他共用部140台）

ア 助成上限額・助成率

助成上限額：50万円 助成率：1/2

イ 申請受付（予定）

令和7年4月21日（月）から令和8年2月27日（金）まで

（2）街頭防犯カメラの設置の更なる推進

①地域団体による街頭防犯カメラ設置費助成

令和7年度から令和8年度まで、東京都の緊急対策を活用し、都区合計で補助率が23/24又は11/12に引き上げとなるため、この機会を捉えて更なる設置促進を図る。

※令和6年度 148台設置 累計1,475台

②区設置の防犯カメラ

地域団体の設置が難しい駅周辺や主要道路上に、区が管理する街頭防犯カメラ80台（予定）の設置の準備を進めている。クラウド型ネットワークカメラとし、災害時にも活用する。令和6年度の設置箇所やシステム導入の検討を受けて、設置箇所の管理者との調整などを行い、設置に向けて取り組んでいく。

### (3) 地域等における防犯対策への啓発活動の拡大

#### ①街の防犯診断

自治町会や商店会（令和7年度より）に、防犯アドバイザーを派遣し、防犯上注意が必要な場所や防犯カメラ設置推奨箇所等を助言し、地域の防犯活動の活性化、防犯カメラ設置促進を図る。

※令和6年度実績 9回（令和7年3月2日時点） 令和7年度14回実施予定

#### ②防犯講話の拡大

自治町会、小地域福祉活動や地域の講座などに出向いた防犯講話をさらに拡大し、自宅での防犯対策、特殊詐欺被害防止対策などを分かりやすく周知する。

※令和6年度実績 41回・延べ1,538人 令和7年度 60回程度実施予定

#### ③自転車盗難防止キャンペーンの拡大

警察や防犯活動団体との連携を強化し、駅前などでの自転車盗難防止キャンペーンをさらに拡大し、自転車の鍵かけの徹底を呼び掛けるほか、SNS等を活用して広く周知する。

※令和6年度実績 10回（令和7年3月2日時点）

令和7年度 15回程度実施予定

#### ④闇バイトへの加担を防ぐための啓発

警察と連携し、広報・区SNSなどでの情報発信、各種防犯キャンペーン、学校等での注意喚起などにより、闇バイトへの加担防止を広く周知する。

※令和6年度実績 広報かつしか、区SNSでの周知

高校・専門学校・大学でのポスター掲示

防犯キャンペーン 5回（令和7年3月2日時点）

令和7年度 広報かつしか、区SNSでの周知

高校・専門学校・大学でのポスター掲示

防犯キャンペーン10回程度実施予定

## 令和 7 年度避難行動要支援者の避難支援体制強化について

災害要配慮者支援担当課

### 1 概要

高齢者、障害者などの避難行動要支援者等に対する災害時の避難支援体制を強化するため、避難行動要支援者の避難方針の検討、個別避難計画の作成・支援、災害に関する情報提供についての具体的検討等を行う。

### 2 実施内容

#### (1) 避難行動要支援者の避難方針の検討

避難行動要支援者が支援を必要とする内容、家屋の状況、避難支援者の状況等を調査・集計し、その分析結果に基づいて、避難行動要支援者全体の避難方針を検討する。

ア 調査対象 約 7,000 人

イ 調査時期 令和 7 年 5 月～ 7 月（予定）

#### (2) 個別避難計画の作成・支援

個別避難計画を、一人でも多くの避難行動要支援者が適切に作成できるよう支援を強化する。災害高リスク者はケアマネジャー等による作成支援を、低リスク者に対しては、セルフプランによる作成を推進する。

|                  |   | 家屋の状況<br>(水害想定) | 家族等<br>同居者の<br>協力 | 自力<br>避難 | 個別避難計画<br>作成・支援     | 避難行動要<br>支援者に占<br>める割合 |
|------------------|---|-----------------|-------------------|----------|---------------------|------------------------|
| 高<br>リ<br>ス<br>ク | A | 1 階居住           | ×                 | ×        | ケアマネジャー等<br>による作成支援 | 約 5 %                  |
|                  | B |                 |                   | ○        |                     | 約 2 %                  |
| 低<br>リ<br>ス<br>ク | C | 1 階居住           | ○                 | ×        | セルフプラン<br>による作成を推進  | 約 12 %                 |
|                  | D |                 |                   | ○        |                     | 約 48 %                 |
|                  | E | 2 階以上居住         | —                 | —        |                     | 約 33 %                 |

#### (3) 災害時情報連絡ツールについての具体的検討

避難行動要支援者が、的確に避難のタイミングを知り、避難行動をとることができるよう、災害時情報連絡ツールの活用等、区の現状に合った情報提供の方法を検討する。

#### (4) 地域の安否確認・避難支援の仕組みづくり

福祉施設を含めた地域における避難行動要支援者対策を推進するため、新たに地域防災支援員を雇用し、地域調整会議の企画・運営や、福祉施設の BCP 策定支援を行う。

### 3 予算措置（令和7年度当初予算案に計上）

（1）歳入 5,000 千円

地域福祉推進包括事業費（都補助1／2）

（2）歳出 30,377 千円

（内訳）

委託料 26,769 千円

会計年度等報酬 3,608 千円